

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第四十三号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八の六中

74
75
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
82
82
82
83
83
83
84
84
84

を

85
85
85
86
86
86
86
87
87
87
87
87
88

を

73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80
81
81
81
81
82
82

に改める。

82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における

号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。